

# 平成25年度歳末たすけあい援護金申請案内

この事業は、明るいお正月を迎えられるようにと歳末たすけあい運動の募金から、**生活に支援を要する世帯に対して援護金の配分**を行います。希望される方は下記により申請してください。

## 1. 配分の対象となる世帯

援護金配分の対象となる世帯は、在宅であって10月1日現在、次の(1)(2)(3)の3つの条件いずれも満たしていることが必要です。

- (1) 常陸大宮市内に6ヶ月以上居住する世帯
- (2) 生活困窮の状態にある世帯
- (3) 市民税が非課税で、次に掲げるア～オの条件いずれかに該当する世帯
  - ア. 満75歳以上のひとり暮らし高齢者
  - イ. 満65歳以上のねたきり・認知症高齢者のいる世帯
  - ウ. 準要保護世帯の認定を受けている世帯
  - エ. 重度障害者のいる世帯
    - ①身体障害者手帳1級又は2級
    - ②療育手帳<sup>ア</sup>又はA
    - ③精神障害者保健福祉手帳1級
  - オ. 母子・父子家庭

※ 上記に該当する場合でも、生活保護世帯や施設入所あるいは長期入院(6ヶ月以上)などの理由で在宅でない場合は対象外となります。

## 2. 援護金額と配分の方法

援護金の金額は、今年度の歳末たすけあい募金の額により決定します。

平成25年12月中に民生委員より手渡しで配分します。振込みを希望される方は通帳のコピーを添付してください。(振込み手数料を差し引いて振込みます。)

## 3. 提出書類

歳末たすけあい援護金配分申請書(この「申請案内」裏面)

## 4. 申込受付期間、提出先

**受付期間** 平成25年10月1日(火)～平成25年11月8日(金)  
**提出先** 「歳末たすけあい援護金配分申請書」をお住まいの地区を担当する民生委員、または常陸大宮市社会福祉協議会本所・支所へ提出してください。  
申し込みについてご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

### 社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会

本所	北町 388-2	総合保健福祉センター「かがやき」内	TEL53-1125
山方支所	山方 660	山方総合支所内	TEL57-6826
美和支所	下檜沢 3632	美和総合福祉センター内	TEL58-3311
緒川支所	小舟 1282	やすらぎ荘内	TEL56-2857
御前山支所	野口 3195	御前山保健福祉センター内	TEL55-2733

## 平成25年度歳末たすけあい援護金配分申請書

## 社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会長 様

歳末たすけあい援護金の対象世帯に該当しますので援護金の配分を申請します。

ふりがな			続柄			
申請者氏名						
ふりがな			生年月日	明治・大正・昭和・平成		
対象者氏名				年	月	日
住 所	〒 ー					
電話番号	常陸大宮市 ( ) ー					
対象者が該当するところに○	<input type="radio"/>	ア. 満75歳以上のひとり暮らし高齢者				
	<input type="radio"/>	イ. 満65歳以上のねたきり・認知症高齢者のいる世帯(要介護度 )				
	<input type="radio"/>	ウ. 準要保護世帯の認定を受けている世帯				
	<input type="checkbox"/>	エ. 重度障害者のいる世帯		対象者の等級及び番号	障害等級	手帳番号
	<input type="radio"/>	①身体障害者手帳1級または2級				
	<input type="radio"/>	②療育手帳(A)又はA				
	<input type="radio"/>	③精神障害者保健福祉手帳1級				
<input type="radio"/>	オ. 母子・父子家庭					
受領方法希望する方に○	1. 民生委員を通じて配分		2. 振込みによる配分			
添付書類該当する場合○	<input type="radio"/>	振込を希望される方	通帳の表紙内側の口座番号・名義のわかる部分のコピー			

取扱民生委員氏名

※この申請書に記載された個人情報や添付書類は本事業以外の目的には使用いたしません。